

第4章 介護保険制度の円滑な運用

第1節 介護サービスの質の向上

第1項 介護サービスの質の向上に向けた取組み

高齢者が、介護が必要な状態になっても安心して、できる限り住み慣れた地域で日常生活を続けるためには、その方にとって必要な介護サービスの提供が欠かせません。

市では、国や茨城県及び、市内介護サービス事業者とも連携を取りつつ、介護サービスの質の向上と、円滑な提供に努めます。

(1) 介護サービスの提供状況を把握するための事業所との意見交換

法令改正のほか、国や茨城県が実施する研修会の周知など、介護サービスの質の向上につながる情報提供等を行っていきます。

(2) 介護保険制度の周知・相談業務

広報紙やホームページの活用、パンフレットの作成、出前講座の実施などにより介護保険制度の周知を図るとともに、介護サービスの適切な利用の促進を図ります。

また、市や各地域包括支援センターでは、被保険者や家族が不安なく介護サービスを受けられるよう、随時、介護保険に関する相談に応じていきます。

第2項 事業所への適切な指導・監査の実施

介護サービス事業所における「サービスの質の確保」と「介護給付の適正化」を図ることを目的として、取手市に指定権限のある介護サービス事業者に対し、法令等に基づき実地指導を行っています。

対象事業所は、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、居宅介護支援事業所です。

実地指導は、各事業所において「施設内調査」、「入所者状況確認」、「職員管理」、「帳簿・請求書の確認」のほか、昨今の自然災害に対応するよう「災害対策」や「地域との連携の状況」などを確認・指導し、適正な運営を継続できるよう、定期的に実地指導・監査を実施していきます。

第3項 災害に対する備えの取組み

介護保険施設等においては自力避難が困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全確保を目的として水害・土砂災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。災害等に対する対応力の強化を図るため、事業継続計画（BCP）の策

定・運用を推進しつつ、実地指導及び社会福祉法人一般検査等においては、介護保険施設等における非常災害対策計画の策定状況の確認とともに、食料・飲料水等の備蓄状況や、地域と連携した上での避難訓練の実施状況等を確認し、指導・助言を行っていきます。

また、介護保険施設等における防災に関する情報共有等を目的とした連絡会の開催を図り、災害に対する備えが万全となるよう啓発を推進していきます。

■防災に関する介護保険施設等との連絡会 (単位：回)

区分	年度	計画			
	見込	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
	R2 (2020)				
防災に関する介護保険施設等との連絡会	0	1	1	1	

第4項 感染症に対する備えの取組み

令和2年(2020年)に発生した新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、サービス提供の維持継続に関する備えや、感染症発生時の支援体制の構築が重要な課題となりました。

介護保険施設等に対し事業継続計画(BCP)の策定・運用を推進しつつ、本市においても、感染拡大を防ぐための衛生用品の備蓄の確保や、感染症対策・感染拡大防止策に関する情報共有等を目的とした連絡会を開催するなど、サービス事業所への支援及び介護従業者等が感染症に対する理解や知識を有した上で業務に当たることができるよう取組みを進めていきます。

■感染症対策に関する介護保険施設等との連絡会 (単位：回)

区分	年度	計画			
	見込	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
	R2 (2020)				
感染症対策に関する介護保険施設等との連絡会	1	1	1	1	

第5項 要介護者等に対するリハビリテーション提供体制の構築

医療と介護の連携がますます重要となっており、地域におけるリハビリテーションにおいても要介護(支援)認定者が本人の必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテー

ションから介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

住み慣れた地域において高齢者が自立した生活を継続して送ることができるよう、令和2年8月1日時点の調査結果を基に、以下のとおりストラクチャー指標及びプロセス指標を定めました。特に、利用率については、訪問リハビリテーションの利用率が全国平均よりも低いことから、今後利用者ニーズやリハビリテーションサービス提供事業者の状況を考慮し、提供体制の確保に努めます。

■ストラクチャー指標

区分	事業所数	定員数	理学療法士等の従業者数
訪問リハビリテーション	4		29
通所リハビリテーション	7	295	61
介護老人保健施設	4	351	30
介護医療院	1	27	9

■プロセス指標

(単位：%)

区分	市利用率	県利用率	全国利用率
訪問リハビリテーション	0.98	1.79	1.77
通所リハビリテーション	16.14	11.11	8.96
介護老人保健施設	7.55	8.15	5.44
介護医療院	0.50	0.06	0.33

※利用率については見える化システムから算出した令和元年度実績値です。

第2節 介護人材の確保及び育成

第1項 介護人材の確保の課題

序章、第1章にて前述のとおり、今後75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、介護サービス受給者の増加が見込まれており、2035年から2040年頃にかけて介護職員数の需給差が最大となると推計されることから、介護サービス提供を担う人材をどのように確保していくかが今後の課題となります。

これは全国的な傾向でもあり、介護保険制度の持続可能性確保の観点から本市においても取組みを進めていくことが求められています。

市内の介護サービス事業所における現状把握のため実施した、介護サービス事業所への介護人材実態調査の結果を見ると、全サービス中の年齢別の雇用構成比においては40歳代の介護職員等の割合が最も多く、男女あわせて全体の25%を占めており、20歳代の職員は男女あわせて2番目に低い11.9%となっています。また、訪問系・通所系・施設系サービスごとの雇用構成比からも、20歳代の職員の割合が1番目もしくは2番目に低いことがわかり、特に訪問系サービスにおいては20歳代職員の割合が男女あわせて全体の3.5%となることから、全体として若年層の介護人材の確保が課題の一つであることがわかります。

第2項 介護人材のすそ野拡大に向けた取組み

介護人材の確保を図るため、福祉・介護現場のイメージアップを目指します。特に中学校や高校等の授業の中に介護の仕事を理解してもらう時間を確保するよう教育現場に働きかけ、介護施設での職場体験等を推進します。

また、第1章、第3章にて前述の高齢者のボランティア活動や、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体での取組みを活用することにより、高齢者自身が画一的に「支えられる側」となるのではなく、生活支援等を担う人材として活躍するための仕組みづくりを進めていきます。

第3項 人材確保に向けた事業者支援の充実

県では、福祉人材確保室を設置し、福祉分野の人材確保に取り組んでいます。また、茨城県社会福祉協議会福祉人材センターでは、福祉人材無料職業紹介事業や就職支援事業等、離職介護人材再就職準備金の貸付制度情報を提供し、介護福祉士などの介護の知識や経験を有しながら介護職員として勤務していない人の再就職の支援を行っています。

市においても茨城県等と連携して上記事業等を活用し、新規介護人材の起用に努めるほか、介護保険サービス事業者に対し、国や他団体が行う職場内外での様々な研修制度の情報を提供し、職員に積極的な研修参加を促すことで、介護人材の定着に努めます。

また、介護事業者の負担を軽減しサービスの質を確保するため、提出書類の簡素化・オンライン化や、介護ロボット導入支援等を推進することで、介護事業所における業務効率化及び事業者支援の充実を図ります。

第3節 安心できる居住施設の整備

第1項 介護保険施設の整備

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院の3種類があり、どのような介護が必要かによって入所先が分かります。

特別養護老人ホームは、身体機能の低下や認知症などにより、自宅での生活が困難な方や、在宅介護を受けるのが難しい方が対象となり、入浴・排泄・食事等の介護のほか、日常生活の世話や機能訓練・健康管理や療養上の世話を受けられる、要介護高齢者のための自立を尊重した生活施設です。平成27年4月からは、入所条件として原則「要介護度3以上」となりました。

現在、取手市内には7施設・554床が整備されていますが、令和3年度以降の整備計画数についても利用者の見込み数を基に茨城県と協議し、既存施設の増床整備を優先しつつ、随時検討していきます。

介護老人保健施設は、4施設・351床、介護医療院は1施設・27床が整備されています。介護老人保健施設及び介護医療院の利用状況は充足していると見込まれているため、今期計画での整備予定はありません。

■特別養護老人ホーム（広域型）整備計画数 （単位：人，床）

区分	年度	推計					
	見込	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)	
利用者	R2 (2020)	554	554	554	554	612	928
定員数		554	554	554	554	614	934
整備計画数		0	0	0	0	60	300

利用者数は、見える化システム（※序章第1節第3項参照）による推計値です。また、各項目については、前年度の数値を含みます。

第2項 地域密着型サービスの整備

高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし続けられるように支援するサービスであり、施設がある市町村に住んでいる方が対象となるサービスです。

居住型の施設として、取手市には認知症を持つ高齢者が共同で生活し、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられる「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が7施設14ユニット・126名定員で整備されているほか、通いを中心

に訪問や短期の泊りなどのサービスを受けられる「小規模多機能型居宅介護」は、2施設・47人登録定員（1サテライト含む）が整備されています。

現在、グループホームの入居状況は、定員まで多少余裕のある状況であり、小規模多機能型居宅介護の利用状況は充足していると見込まれるため、今後の整備については、日常生活圏域別に将来の利用状況や整備の必要性を随時検討していきます。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護の各地域密着型サービス事業所整備についても、今後の状況に応じて随時検討していきます。

■ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）整備計画数 （単位：箇所，人）

区分		年度	見込	推計				
			R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
第1圏域	施設数	3	3	3	3	3	3	
	定員数	54	54	54	54	54	54	
	利用者数	44	44	46	50	54	54	
第2圏域	施設数	2	2	2	2	2	3	
	定員数	36	36	36	36	36	54	
	利用者数	34	34	36	36	36	53	
第3圏域	施設数	0	0	0	0	0	2	
	定員数	0	0	0	0	0	36	
	利用者数	0	0	0	0	0	34	
第4圏域	施設数	1	1	1	1	1	1	
	定員数	18	18	18	18	18	18	
	利用者数	18	18	18	18	18	18	
第5圏域	施設数	1	1	1	1	1	2	
	定員数	18	18	18	18	18	36	
	利用者数	15	15	15	17	18	32	
合計	施設数	7	7	7	7	7	11	
	定員数	126	126	126	126	126	198	
	利用者数	111	111	115	121	126	191	

利用者数は、見える化システムによる推計値です。

また、各項目については、前年度の数値を含みます。

■小規模多機能型居宅介護 整備計画数（日常生活圏域別）（単位：箇所，人）

区分		年度	推計				
		見込	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)
第1圏域	施設数	2	2	2	2	2	2
	利用者数	23	23	24	25	27	39
第2圏域	施設数	0	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0	0
第3圏域	施設数	0	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0	0
第4圏域	施設数	0	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0	0
第5圏域	施設数	0	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0	0

利用者数は、見える化システムによる推計値です。

また、各項目については、前年度の数値を含みます。

第3項 特定施設入居者生活介護施設の整備

特定施設である有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）のほか、サービス付き高齢者向け住宅のうち、介護サービスを提供できる施設として基準を満たし、介護保険法の指定を受けた施設です。

自立または要支援1から入居できる「混合型」と、要介護1以上の認定者とその配偶者等が入居できる「介護専用型」の2種類がありますが、現在取手市には設置されていません。

今後の特定施設の整備計画については、利用定員29人以下の地域密着型特定施設入居者生活介護を含め、利用状況や整備の必要性を勘案し随時検討していきます。

第4項 サービス付高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームの整備

サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームは、高齢化が急速に進み、高齢者世帯や1人暮らし高齢者が増加しているなか、高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づき、介護・医療と連携して高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。「サ高住」，「サ付き」などとも言われ、主に民間事業者によって整備運営される住宅施設になりますが、茨城県知事による登録制度により、一戸あたりの居室面積や安否確認などの生活支援サ

ービス、ホームヘルパーの日中常駐などの設備・人員基準を満たしたうえで、茨城県への登録が必要になります。

取手市には令和2年12月1日時点においてサービス付き高齢者向け住宅11施設・定員341人、住宅型有料老人ホームは11施設・定員271人が整備されており、取手市内を含めた登録住宅に関する情報は、国のサービス付き高齢者向け住宅登録情報提供システム等により確認することができます。

民間事業者が同住宅を整備する場合には、国による整備費補助や融資、税制優遇などの支援も充実しており、今後も増加が見込まれますので、高齢者が安心して暮らせる住宅のひとつとして設置状況を常に把握し、茨城県とも連携して市民に情報提供できる体制を整えます。

■ サービス付高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム設置状況（単位：箇所、人）

区分	施設数	定員数
サービス付高齢者向け住宅	11	341
住宅型有料老人ホーム	11	271

施設数及び定員数は、令和2年12月1日時点のものです。

第4節 介護サービス量の見込

第1項 各種介護サービス種類毎の給付費見込み

第8期計画期間（令和3年～5年度）及び、令和7年度、令和22年度における介護サービスの給付費等を、見える化システムにより推計しています。

推計にあたっては、被保険者数と介護認定者数を見込み、介護サービス利用者数を算出します。給付費は、それに1人当たりの1ヶ月の利用料を乗じて推計します。

自然体推計値によるサービス供給量の増加分の他、第7次茨城県保健医療計画との整合性を図ったり、家族の介護をするために仕事を辞める、いわゆる介護離職を防ぐ方策としての施設整備分を、サービス供給量に加えています。

なお、介護サービス給付費の推計では、令和3年度の介護報酬改定の見直しによる影響についても見込んでいます。

(1) 被保険者数の推計

(単位：人)

年度 区分	実績		見込	推計				
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
第1号 被保険者 ※	35,825	36,363	36,902	37,339	37,785	38,241	39,169	46,953
第2号 被保険者 ※	34,606	34,235	33,863	33,402	32,947	32,500	31,625	25,851
合計	70,431	70,598	70,765	70,741	70,732	70,741	70,794	72,804

■被保険者数（年度別）

被保険者数は、住所地特例対象者を含みます。

※ 介護保険の被保険者は、65歳以上の方を第1号被保険者といい、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を、第2号被保険者といいます。

(2) 認定者数の推計

■要介護（支援）認定者数

(単位：人)

年度 区分	実績		見込	推計				
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
要支援1	510	552	616	670	710	738	798	1,227
要支援2	516	515	538	549	564	579	619	910
要介護1	1,195	1,280	1,339	1,409	1,467	1,528	1,637	2,438
要介護2	802	795	786	779	794	819	876	1,282
要介護3	647	623	614	603	624	642	691	1,025
要介護4	579	616	624	643	674	705	756	1,118
要介護5	405	419	451	483	502	517	558	828
合計	4,654	4,800	4,968	5,136	5,335	5,528	5,935	8,828

(3) 介護サービス・介護予防サービスの見込み

①居宅系サービスの見込み

主に自宅などで生活しながら利用できるサービスです。多く利用されているサービスは以下のものです。

サービス	内容
訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」をするサービスです。
通所介護（デイサービス）	通所介護施設で、食事、入浴など日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できるサービスです。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所などで食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けられるサービスです。
福祉用具貸与	要介護者等の自立を助け、家庭での介護の負担を軽減するため、歩行器や特殊寝台など福祉用具を借りることができます。借りることのできる福祉用具の種類は、介護度によって異なります。
住宅改修	手すりの取り付けや段差解消など生活環境を整えるための住宅改修をしたとき、自己負担分を除いた費用が支給されます。上限は総工事費のうち20万円までです。改修前の事前申請が必要です。
居宅介護支援	在宅の要介護者についてケアマネジメントを行うサービスです。ケアマネジャーが利用者の希望や心身の状態にあった居宅サービス計画を作成し、サービス提供が確保されるように事業者間の連絡調整を行います。

■ 居宅介護サービスの給付費（年間の累計）

（単位：千円）

区分	年度	実績	見込	推計				
		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
訪問介護		560,084	586,186	622,631	663,545	700,642	695,316	1,033,803
訪問入浴介護		41,366	46,983	52,502	56,245	60,091	56,978	83,859
訪問看護		158,254	162,982	173,321	184,961	194,747	194,174	287,844
訪問 リハビリテーション		12,009	15,869	16,636	16,931	18,073	18,589	27,187
居宅療養管理 指導		70,770	77,952	80,989	85,682	90,375	91,588	135,909
通所介護		725,474	762,111	787,782	831,810	871,418	895,484	1,328,870
通所 リハビリテーション		465,948	447,373	460,057	483,159	506,140	524,460	778,802
短期入所生活 介護		265,869	269,238	280,464	297,236	315,932	316,181	467,349
短期入所療養 介護(老健)		45,843	35,210	36,061	38,108	38,851	40,582	62,761
短期入所療養 介護(病院等)		7,994	0	0	0	0	0	0
短期入所療養 介護(介護医 療院)		3,132	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与		198,168	207,657	216,717	229,711	242,440	243,381	360,552
特定福祉用具 購入費		8,015	8,909	9,260	10,242	10,242	9,961	16,793
住宅改修費		24,936	21,942	21,942	24,320	24,320	24,800	38,268
特定施設入居 者生活介護		181,558	167,649	172,578	177,173	186,484	198,788	293,164
居宅介護支援		370,210	379,858	394,031	414,121	433,998	449,082	666,192
合計		3,139,630	3,189,919	3,324,971	3,513,244	3,693,753	3,759,364	5,581,353

■介護予防サービスの給付費（年間の累計）

（単位：千円）

区分	年度	実績	見込	推計				
		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
訪問入浴介護		0	0	0	0	0	0	0
訪問看護		14,115	12,314	12,900	13,240	13,825	14,751	21,909
訪問 リハビリテーション		2,041	2,196	2,196	2,497	2,497	2,497	4,392
居宅療養管理指導		3,339	5,338	5,648	5,808	5,958	6,418	9,477
通所 リハビリテーション		70,875	79,934	83,274	86,091	88,385	95,002	141,279
短期入所生活 介護		2,273	2,110	2,285	2,285	2,460	2,697	3,984
短期入所療養 介護(老健)		163	0	0	0	0	0	0
短期入所療養 介護(病院等)		0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養 介護(介護医療院)		0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与		17,754	21,187	22,086	22,892	23,584	25,353	37,902
特定福祉用具購 入費		2,786	2,957	2,957	3,207	3,207	3,492	5,346
住宅改修費		15,748	11,425	12,523	12,523	12,523	15,027	21,134
特定施設入居者生 活介護		7,508	10,064	10,064	10,785	10,785	11,981	17,734
介護予防支援		23,918	26,824	28,120	29,245	30,201	32,391	48,566
合計		160,520	174,349	182,053	188,573	193,425	209,609	311,723

②地域密着型サービスの見込み

住み慣れた地域での生活を続けるために提供されるサービスです。詳細は、第3節第2項に記載のとおりです。

なお、下記のサービスの内、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護が市内で整備されています。

サービス	内容
小規模多機能型居宅介護	通いのサービスを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間宿泊サービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。
認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が共同生活をする住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の特別養護老人ホームで、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴など日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できるサービスです。
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と利用者からの通報による随時の対応を介護・看護が一体的に連携しながら提供するサービスです。
夜間対応型訪問介護	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を24時間送ることができるよう夜間帯に訪問介護員が自宅を定期訪問するサービスです。
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで利用できるサービスです。
看護小規模多機能型 居宅介護（複合型サービス）	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることにより、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療のケアが受けられるサービスです。

■地域密着型サービスの給付費（年間の累計）

（単位：千円）

区分	年度	実績	見込	推計				
		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		2,139	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		426,979	493,465	511,496	536,793	564,944	580,965	861,444
認知症対応型通所介護		1,428	2,328	2,328	2,328	2,328	2,328	2,328
小規模多機能型居宅介護		55,807	53,029	53,029	55,276	58,222	61,790	90,217
認知症対応型共同生活介護		359,515	354,596	354,630	367,138	386,281	411,835	609,615
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		2,976	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護		3,146	0	0	0	0	0	0
合計		851,990	903,418	921,483	961,535	1,011,775	1,056,918	1,563,604

■地域密着型介護予防サービスの給付費（年間の累計）

（単位：千円）

区分	年度	実績	見込	推計				
		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
小規模多機能型居宅介護		1,041	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048	2,096
認知症対応型共同生活介護		0	0	0	0	0	0	0
合計		1,041	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048	2,096

③施設サービスの見込み

介護保険施設に入所して受けるサービスです。

サービス	内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が日常生活上の支援や介護が受けられます。要介護度3以上が入所条件です。
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な人が入所する施設です。医学的な管理の下で介護や看護、リハビリを受け家庭への復帰を目指します。
介護療養型医療施設	病状は安定しているものの、病院又は診療所で長期の療養を必要とする人が療養上の管理、看護、医学的管理のもとで、介護やその他の世話、機能訓練、必要な医療を行う施設です。
介護医療院	長期療養のため医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。平成30年4月に新設された施設で、介護療養型医療施設が転換した施設です。

■施設サービスの給付費（年間の累計）

（単位：千円）

区分	年度	実績	見込	推計				
		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
介護老人福祉施設		1,510,335	1,665,654	1,665,654	1,665,654	1,665,654	1,989,275	2,926,924
介護老人保健施設		1,261,581	1,297,533	1,297,533	1,297,533	1,297,533	1,546,546	2,283,950
介護医療院		74,433	102,770	102,770	102,770	102,770	135,344	201,203
介護療養型医療施設		35,914	9,692	9,692	9,692	9,692		
合計		2,882,263	3,075,649	3,075,649	3,075,649	3,075,649	3,671,165	5,412,077

④高額介護サービス費等の見込み

介護サービスのひと月の自己負担が限度額を超えたり、介護と医療の自己負担の合計が1年間の限度額を超えた場合には、超えた分の負担額が申請により後から給付されます。また、施設サービスを利用する所得が低い方には食費と居住費の自己負担に上限が設けられます。限度額を超えた部分はいずれも介護保険から給付されます。

■高額介護（予防）サービス費等の給付費（年間の累計）（単位：千円）

区分	年度	実績	見込	推計				
		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
高額介護サービス費		181,783	204,016	175,789	179,978	186,489	200,219	297,815
高額医療合算 介護サービス費		22,469	25,201	19,943	20,715	21,465	23,045	34,278
特定入所者 介護サービス費		243,861	252,707	224,458	210,352	217,964	234,007	348,069

⑤審査支払手数料の見込み

茨城県国民健康保険団体連合会に委託している介護サービス費の審査及び支払い業務の手数料です。

■算定対象審査支払手数料（年間の累計）（単位：千円）

区分	年度	実績	見込	推計				
		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
算定対象審査 支払手数料		6,833	7,005	7,157	7,434	7,703	8,271	12,302

第5節 地域支援事業の量の見込み

第1項 令和5年度までの地域支援事業毎の事業費の見込み

介護保険制度には、介護保険給付のほかに地域支援事業があります。

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として実施する事業です。

■地域支援事業費の推計

(単位：千円)

区分	年度	見込	推計		
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
介護予防・日常生活支援総合事業費		187,000	195,000	197,000	200,000
包括的支援事業・任意事業費		198,296	200,340	228,340	228,340
地域包括支援センター運営費		157,000	157,000	185,000	185,000
在宅医療介護連携推進事業費		3,700	3,700	3,700	3,700
認知症施策推進事業費		2,640	2,640	2,640	2,640
生活支援体制整備事業費		3,276	3,500	3,500	3,500
地域ケア会議推進事業費		1,333	1,500	1,500	1,500
任意事業費		30,347	32,000	32,000	32,000
地域支援事業費		385,296	395,340	425,340	42,834

第6節 介護給付費適正化事業の取組み及び目標設定・評価

第1項 主要5事業の取組み及び目標設定・評価

介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保する観点から、茨城県介護給付適正化計画に基づき、利用者に真に必要な適切なサービスを提供できる環境を整備し、介護給付の適正化を図ります。

前期計画では、概ね計画どおりに適正化事業を実施することができましたが、令和2年度については新型コロナウイルスの感染拡大防止の影響により、目標を達成できなかった事業もありました。

第8期計画の取組方針と目標については以下のとおり行っていく予定です。

①要介護認定の適正化

要介護認定及び要支援認定は、全国一律の基準に基づき公平・公正に行わなければなりません。

適正な審査を行うためにも、審査委員に対し随時の情報提供や、県で実施される審査会研修への参加を推進します。

また、介護認定調査員においても定期的な意見交換会を行い、調査員全員が国の基準に基づき調査方法の平準化を行い、一律の調査ができるようにします。

■研修回数（年度別）

（単位：回）

区分	年度	見込	計画		
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
介護認定審査会研修会		2	2	2	2
介護認定調査員意見交換会		5	6	6	6

②ケアプランの点検

介護保険のサービスを利用するためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）の作成するケアプランが必要です。ケアプランとは、利用者が自立した生活を送るためにどのようなサービスを受けるかを定めるものです。

取手市は、居宅介護支援事業者が利用者に不必要な過剰なサービスを提供したり、日常生活の自立につながらないサービスを提供しないよう点検します。点検は、不適切なサービス提供が疑われる場合や、サービス付き高齢者住宅・住宅型有料老人ホームに入居している方を中心に行います。点検の結果、改善が必要な場合には居宅介護支援事業者への指導を行います。

■ケアプラン点検数（年度別）

（単位：件）

区分	年度	見込	計画		
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
ケアプラン点検数		20	20	20	20

③住宅改修等の点検

住宅改修を実施する利用者宅に訪問し、申請通りの適切な改修であるか、点検します。また、軽度者福祉用具貸与を希望する利用者もしくは事業者から申請があった際に、利用者宅等へ訪問調査を行い、状態に応じた適切なサービス提供であるかを確認します。

■住宅改修・福祉用具貸与訪問調査数（年度別）

（単位：件）

区分	年度	見込	計画		
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
住宅改修前訪問調査件数		2	30	30	30
軽度者福祉用具貸与調査件数		10	12	12	12

④縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検では、各利用者の複数月の給付情報をもとに算定回数、サービス間等の整合性を点検し、事業所に誤りの訂正を促します。また、医療情報との突合では、医療と介護の給付情報をもとに整合性を点検し、医療と介護の給付の適正化を図ります。

上記2つの点検を茨城県国民健康保険団体連合会に委託することで、不適正な請求等へ適切な処置をとることができます。

■縦覧点検・医療情報との突合件数（年度別）（単位：件）

区分	年度	見込	計画		
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
縦覧点検件数		1,320	1,460	1,610	1,780
医療情報との突合		130	130	130	130

⑤介護給付費通知

介護サービスの利用者に対し、サービス事業者からの請求に基づいたサービスの種類や要した費用などについて、年2回送付します。

利用者自らが受けているサービスを改めて確認することができます。

■給付通知の発送件数（年度別）（単位：件）

区分	年度	見込	計画		
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
給付通知の発送件数		9,100	9,300	9,500	9,700

「取手市市民意見公募手続(パブリックコメント手続)に関する要綱」
第3条の規定により、介護保険料の金額に関する事項については、公表から除外しております。